

登園許可書

組 氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 生

上記の者は下記○印の学校伝染病が軽快し、かつ学校保健法の基準により、伝染病の予防上支障がないと認め登園を許可します。

(但し、下記の基準に達した場合でも、園児児童の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登園を延期することができる。)

年 月 日

医師氏名 _____

園長 殿

記

	病名	出席停止期間の基準
	麻疹 (はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	水痘 (水疱瘡)	ほとんどの発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで
	風疹 (はしか)	発疹が消失するまで
	インフルエンザ	解熱した後、2日を経過するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核	伝染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	
	急性出血性結膜炎	園医、その他の医師に於いて伝染の恐れなしと認められるまで
	流行性角結膜炎 (はやり眼)	
	溶連菌感染症	
	新型コロナウイルス感染症	解熱した後2日を経過するまで 発症後5日を経るまで